

# 韓国知的財産ニュース 2022 年 8 月前期

(No. 468)

発行年月日：2022 年 8 月 17 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、8 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 発明振興法施行令の一部改正令（大統領令第 32840 号）
- 1-2 特許法施行令の一部改正令案の立法予告（特許庁公告第 2022-215 号）
- 1-3 実用新案法施行令の一部改正令案の立法予告  
（特許庁公告第 2022-216 号）

### 関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、2022 青少年発明フェスティバルを開催
- 2-2 第 7 回ハングル優秀商標選定大会を開催

### 模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

### デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 大学の名称およびロゴマークを使用する際にはご注意ください！

### その他一般

※今号はありません。

## 法律、制度関連

1-1 発明振興法施行令の一部改正令（大統領令第 32840 号）

電子官報（2022. 8. 2.）

国務会議の審議を経た発明振興法施行令の一部改正令をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2022年8月2日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員及び産業通商資源部長官 イ・チャンヤン

大統領令第 32840 号

### 発明振興法施行令の一部改正令

発明振興法施行令の一部を次のように改正する。

第8条の3を次のように改める。

第8条の3（韓国特許情報院の収益事業等）①法第20条の3第5項において、「大統領令で定める収益事業」とは、次の各号の事業をいう。

1. 産業財産権情報利用活性化関連事業
2. 産業財産権情報システム普及関連事業
3. 産業財産権情報化関連研究委託
4. 産業財産権情報化関連教育、出版及びイベント
5. その他産業財産権情報化及び産業財産権情報活用基盤構築に関する事業として、特許庁長が必要だと認める事業

②韓国特許情報院は、第1項による収益事業を開始又は中断するか、事業内容の重要事項を変更しようとする場合は、予めその事実を特許庁長に通報しなければならない。

第8条の4を削除する。

第10条第1項中「情報化専門機関と法第34条に」を「法第34条に」に、「法第20条の3第5項と法第34条第3項」を「法第34条第3項」に、「受けたら」を「受けた場合は、」に、「情報化専門機関の設立・運営又は事業の遂行に必要な経費と産業財産権」を「産業財産権」に、「使用せねば」を「使用しなければ」に改める。

第10条第2項中「情報化専門機関と特許技術事業化斡旋センター」を「特許技術事業化斡旋センター」に、「管理せねば」を「管理しなければ」に改め、同条第3項中「情報化専門機関と特許技術事業化斡旋センター」を「特許技術事業化斡旋センター」に、「報告せねば」を「報告しなければ」に改める。

別表2を削除する。

別表11第2号にハ目を次のように新設する。

ハ. 法第20条の3第7項に違反し、韓国特許情報院の名称を使用した場合	法第60条第1項第3号	100	250	500
-------------------------------------	-------------	-----	-----	-----

## 附 則

この令は、2022年8月4日から施行する。

### 改正理由及び主要内容

産業財産権情報化に関する業務を安定的に遂行できるようにするために、現在産業財産権情報化専門機関として指定され、産業財産権情報化業務を遂行している韓国特許情報院の設立根拠を設ける等の内容に「発明振興法」が改正（法律第18816号、2022.2.3.公布、8.4.施行）されたことを受け、韓国特許情報院が事業の遂行に必要な財源を調達するために運営できる収益事業の範囲を具体的に定める等、法律において委任されている事項とその施行に必要な事項を定めようとするものである。

<法制処提供>

#### 1-2 特許法施行令の一部改正令案の立法予告（特許庁公告第2022-215号）

電子官報（2022.8.3.）

特許庁公告第2022-215号

特許法施行令の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第41条に基づいて次のとおり公告します。

2022年8月3日

特許庁長

### 特許法施行令の一部改正令案の立法予告

#### 1. 改正理由及び主要内容

技術覇権時代に国民経済及び国の競争力を左右する半導体等の先端産業を育成して超格差を確保するには、先端技術に対する迅速な権利化が先行されなければならない。そのために、第四次産業革命及び速いグローバル技術変化に対応して半導体等の先端技術と関連する特許出願に対して優先審査を実施できるよう優先審査の対象を拡大しようとするものである（案第9条）。

### 特許法施行令の一部改正令案

特許法施行令の一部を次のように改正する。

第9条第1項に第13号を次のように新設する。

13. 半導体等、国民経済及び国の競争力において重要な先端技術として、特許庁長が優先審査の申請期間を定めて公告した対象に該当する特許出願

### 附 則

第1条（施行日）この令は、公布の日から施行する。

第2条（優先審査の対象に関する適用例）この令の改正規定は、この令の施行後に提出される優先審査の申請から適用する。

### 2. 意見提出

特許法施行令の一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2022年9月13日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じて法令案を確認してから意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

- イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否とその理由）
- ロ. 姓名（法人、団体の場合はその名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

特許庁特許制度課：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 1105 号（〒35208）

電話：(042) 481-8243、Fax：(042) 472-4743

電子郵便：han120@korea.kr

### 3. その他事項

改正案に対する詳細は、特許庁ウェブサイト ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr)) の「立法予告」を参照するか、特許庁特許制度課（電話 042-481-8243）にお問い合わせください。

1 - 3 実用新案法施行令の一部改正令案の立法予告（特許庁公告第 2022-216 号）

電子官報（2022. 8. 3.）

実用新案法施行令の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2022 年 8 月 3 日

特許庁長

### 実用新案法施行令の一部改正令案の立法予告

#### 1. 改正理由及び主要内容

技術覇権時代に国民経済及び国の競争力を左右する半導体等の先端産業を育成して超格差を確保するには、先端技術に対する迅速な権利化が先行されなければならない。そのために、第四次産業革命及び速いグローバル技術変化に対応して半導体等の先端技術と関連する実用新案登録出願に対して優先審査を実施できるよう優先審査の対象を拡大しようとするものである（案第 5 条）。

法律第            号

### 実用新案法施行令の一部改正令案

実用新案法施行令の一部を次のように改正する。

第5条に第14号を次のように新設する。

14. 半導体等、国民経済及び国の競争力において重要な先端技術として、特許庁長が優先審査の申請期間を定めて公告した対象に該当する実用新案登録出願

### 附 則

第1条（施行日）この令は、公布の日から施行する。

第2条（優先審査の対象に関する適用例）この令の改正規定は、この令の施行後に提出される優先審査の申請から適用する。

#### 2. 意見提出

実用新案法施行令の一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2022 年 9 月 13 日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じて法令案を確認してから意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

- イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否とその理由）

ロ. 姓名（法人、団体の場合はその名称と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※送り先

特許庁特許制度課：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 1105 号（〒35208）

電話：(042) 481-8243、Fax：(042) 472-4743

電子郵便：han120@korea.kr

### 3. その他事項

改正案に対する詳細は、特許庁ウェブサイト（[www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr)）の「立法予告」を参照するか、特許庁特許制度課（電話 042-481-8243）にお問い合わせください。

## 関係機関の動き

### 2-1 韓国特許庁、2022 青少年発明フェスティバルを開催

韓国特許庁（2022. 8. 4.）

韓国国内最大規模の青少年発明フェスティバルが開かれる！

韓国特許庁が主催し、韓国発明振興会が主管する「2022 青少年発明フェスティバル」が 8 月 4 日木曜日から 6 日土曜日までの 3 日間、京畿道の KINTEX で開催される。「青少年発明フェスティバル」は、優れた発明アイデアを見だし、発明文化を広めるために開催される韓国国内最大規模の青少年発明イベントである。

今回のイベントでは、「第 35 回大韓民国生徒発明展示会」、「第 24 回全国教員発明品コンテスト」の授賞式と展示会とともに「大韓民国生徒創意力チャンピオン大会」の本選大会と授賞式が行われる。新型コロナウイルス感染症に対応して安全にイベントを運営するために、事前問診票の作成、発熱チェック、防疫（消毒）ゲートの運営などの防疫措置を強化し、オンライン展示館（※）も並行して運営する予定である。

※発明教育ウェブサイト（[www.ip-edu.net](http://www.ip-edu.net)）を通じて常時運営予定

「第 35 回大韓民国生徒発明展示会」には計 7,746 件の作品が出品され、183 点が受賞の栄誉に輝いた。主な受賞者は次のとおりである。大統領賞には、①「2 次事故を防止するための折り畳み式ポータブルバリケードキャリア」を出品したキム・ソングンさん、国務総理賞には、②「階段上りと狭い所への移動が可能な縦折り式ハンドカー」を出品したイ・ジンソさんと③「引っ張って折り上げる電動キックボードテールライト」を出品したユ

ン・ジョンさんがそれぞれ選ばれた。「第24回全国教員発明品コンテスト」では、「指使いのチェックと演奏が同時にできるスマートリコーダー」を出品したハ・ウヨン先生が金賞（教育部長官賞）を受賞した。

また、イベントの1、2日目には、全国の小・中・高校の生徒たちがチームを組んで創意力を競う「大韓民国生徒創意力チャンピオン大会」の本選大会が開かれる。新型コロナによってリアルタイムのテレビ審査で行われ、KINTEXをはじめとする全国6か所（※）の審査場で競う。優秀な成績を収めたチームを対象に、イベントの最終日に授賞式が開催される。

※KINTEX（京畿道）、忠南大学（大田）、ソンナム小学校（釜山）、光州創意融合教育院（光州）、江原教育科学情報院（江原）、済州未来教育研究院（済州）

一方、さまざまな発明体験プログラムと創意発明教育広報館も運営し、参加者に発明文化を体験できる機会を提供する予定である。展示場には大韓民国生徒発明展示会の今年度の受賞作と歴代大統領賞受賞作が展示され、青少年発明家プログラム（YIP）、発明教育センター、知的財産（IP）マイスタープログラムなどの広報館が運営される。また、仮想現実（VR）レーシングやアルデュイーノコーディング、発明バスのような体験プログラムを運営することで、現場を訪れた観覧客が直接参加して楽しめるイベントを設ける予定である。

特許庁長は「今日のイベントで、ユニークなアイデアと輝かしい創意力を兼ね備えた発明人材にたくさん出会えた」とし、「青少年が発明経験を通じて得たチャレンジ精神、問題解決力を土台として未来創意人材に成長することを願い、より多くの青少年が発明教育の機会を得られるよう特許庁も関心と支援を惜しまない考えだ」と伝えた。

## 2-2 第7回ハンゲル優秀商標選定大会を開催

韓国特許庁（2022.8.11.）

優秀なハンゲル商標を探しています！

韓国特許庁は、第7回ハンゲル優秀商標選定大会を開催すると発表した。今回のイベントは、ハンゲル商標の出願と使用を奨励するために2016年から続いてきたもので、特許庁が主催し、文化体育観光部と国立国語院が後援する。応募は、8月11日木曜日から8月30日火曜日まで特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）を通じて本人の登録商標を応募するか、他人の登録商標を推薦できる。

※特許庁ウェブサイト→便り事・お知らせ→お知らせ事項

応募および推薦対象商標は、ハングルで構成されている 2022 年 8 月時点で登録が有効な商標であり、他人の商標を模倣した商標、悪意的な商標先取り行為が疑われる者が保有している商標、審判・訴訟などの紛争中の商標、現在使用していない商標、類似大会ですでに受賞した商標は、授賞の対象から除外する予定である。応募された商標は、欠格事由審査を経て、国立国語院が推薦した韓国語専門家が韓国語の規則性や固有性などの評価基準で順位を決め、特許顧客および審査官のオンライン投票順位と合算して美しい商標（文化体育観光部長官賞：1 件）、きれいな商標（特許庁長賞：1 件）、親密な商標（国立国語院長賞：5 件）を選定し授賞する。

特許庁の商標デザイン審査局長は「呼びやすく覚えやすく、商品の特性を良く反映したハングル商標は良い商標になる可能性が高い」とし、「今回の大会を通じてハングル商標に対する関心が高まることを期待している」と述べた。

### 模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

### デザイン（意匠）、商標動向

#### 4-1 大学の名称およびロゴマークを使用する際にはご注意ください！

韓国特許庁（2022. 8. 1.）

使用目的によって異なるので、商標権を侵害しないように留意すべき

- ・ 米国名門大学の象徴（ロゴマーク）が貼られている「アイビールック（※）」の人気の高い。ソウルに位置する臨時売場は大学のロゴマークがデザインされている衣類や運動用品などを見るために訪れた人々で賑わっていて、ライブショッピングでは一回の放送で 1 億台の売り上げを計上した。  
※米国北東部にあるイェール、ハーバード、プリンストン、ブラウン、コロンビア、ペンシルベニアなど、これらの大学の学生が好んで着るファッションスタイルの総称
- ・ A 氏は、本人が卒業した有名大学の名前を掲げた病院を開院した。間もなくしてから、当該大学はその使用を禁止する仮処分を申請し、病院名を変えなければならない状況に直面した。

韓国特許庁は、韓国内外の大学のロゴマークなどを商品やサービスの出所表示（※）として使用する場合、商標権侵害（※※）に該当することがあるので留意する必要があると呼



びかけた。韓国内外の大学は、教育業や病院業はもちろん、記念品や関連衣類、帽子などに対して商標を登録したことが多い。したがって、大学のロゴマークが貼られている衣類などを製作・販売する場合、商標権侵害問題を防止するためには、当該学校法人の使用許可が必要である。

※需要者が当該大学で提供する商品・サービスなどとして認識するように使用する場合  
※※商標法第 108 条：登録されている商標と同一・類似の商標を同一・類似の指定商品に使用する行為

一方、単に当該大学の在学学生・卒業生であることを表すための目的で大学のロゴマークなどを使用した場合は、商標権侵害に該当しないことがある。例えば、病院や塾などに所属している従業員が当該大学の出身であることを表すために大学のロゴマークを使用する場合は挙げられる。

特許庁の商標デザイン審査局長は「最近、学校法人が大学のロゴマークを収益事業で標識として使用するが増えており、商業的な用途として大学のロゴマークを使用する場合、学校法人との商標権紛争に巻き込まれかねないことを念頭に置かなければならない」と述べた。

## その他一般

※今号はありません。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム